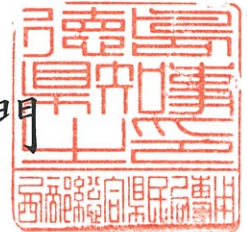




西総第51272号
平成28年12月9日

有限会社高木建設
代表取締役 高木 伸也 殿

徳島県知事 飯泉 嘉門



特定建設業の許可について（通知）

平成28年11月17日付けで申請のありました特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

許 可 番 号	徳島県知事許可（特-28）第5359号
許 可 年 月 日	平成28年12月9日
許可の有効期間	平成28年12月9日から平成33年12月8日まで
建設業の種類	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業 解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 平成33年11月9日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)